

## 5月診療分診療報酬等の一部概算前払の申請は本日(6/5)締め切りです。

新型コロナウイルス感染症に関連した減収となった医療機関の資金繰り対策として、5月診療分の診療報酬等の一部を、6月下旬の4月診療分の支払いに合わせて概算で前払いされる制度です。本来の5月診療分の支払いがされる段階(7月下旬)で前払い分が減額調整されるので、1か月のつなぎ資金でしかありませんが、融資が受けられるまでの資金繰り対策にはなりません。支払基金と国保連合会それぞれに申請が必要です。厚労省の説明リーフレットのリンクを協会ホームページにはってありますので、ご覧ください。なお保団連は、後に清算される「前払い」ではなく、東日本大震災の時と同様に、減収分を補償する「概算払い」を求めて政府に要請しています。

## 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」(その19)(その20)

(その19)は、専用病床の確保などを行ったうえで新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れた場合の、救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料又は新生児治療回復室入院医療管理料の算定点数の特例(3倍化)等。

(その20)は、新型コロナに係る臨時的な取扱いとしての電話や情報通信機器を用いた診療の場合の、初・再診料、外来診療料の加算の算定についてです。乳幼児加算、時間外加算・休日加算・深夜加算、夜間・早朝等加算(初診料、再診料のみ)、明細書発行体制等加算(再診料のみ)が算定できるようになっています。遡って適用できる日が、初診料は4月10日から、再診料は2月28日から、外来診療料は3月2日からと違っていています。初診料の機能強化加算、再診料の外来管理加算、時間外対応加算、(認知症)地域包括診療加算、薬剤適正使用連携加算は算定できないこととなっています。

## 疑義解釈(その15)について

唾液からの検体を用いて実施した「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出」検査も保険適用となりました。その他、早期栄養介入管理加算、特殊カテーテル加算、歯科の特定保険医療材料の「純チタン」についての疑義解釈が出ています。また、レセプト摘要欄の記載について、本年10月診療分以降、コードを入力することになっている記載事項の9月診療分以前の記載方法として、その旨がわかる記載になっていれば、「コードによるレセプト表示文言」のとおり記載は必要ないとされています。

## 医療人材確保のためのマッチングサイト開設など—厚労省事務連絡

今後の新型コロナウイルス感染症の拡大に備え、医療機関と求職者のマッチングサイト「医療のお仕事Key-Net」の開設、妊産婦に係る医療提供体制・検査体制の充実、個人防護具(PPE)の医療機関への配布、今後の病床確保、臨床検査技師に対する鼻腔・咽頭拭い液の採取に関する研修等についての厚労省事務連絡が発出されています。

本日発送の「高知保険医協会ニュース」6月号の封筒に、「新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する緊急アンケート(第2次)」「税務調査アンケート」「個別指導アンケート」を同封しています。アンケートへのご協力をよろしくお願いいたします。